

地域	ナイジェリア連邦共和国
日付	2022年4月5日
法律事務所	Udo Udoma and Belo-Osagie
役職名、氏名	Jumoke Lambo (Partner) Babatunde Olayinka (Senior Associate)
連絡先	<p>Name: Jumoke Lambo (Partner) Email: jumoke.lambo@uubo.org Tel: +234 1 2774920, 2719811, 2719812 +234 1 2774921, 2774922, 2719813 Mobile: +2348023133733</p> <p>Name: Babatunde Olayinka (Senior Associate) Email: babatunde.olayinka@uubo.org Tel: +234 1 2774920, 2719811, 2719812 +234 1 2774921, 2774922, 2719813 Mobile: +234 8028951576</p>

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

ナイジェリアでは、データ保護に関する主要な法律はまだ制定されていません。しかし、1999年ナイジェリア連邦共和国憲法(改正版)(以下、「憲法」)第37条は、国民、その住居、通信、通話、及び電気通信に関するプライバシーを保証し、保護しています。この憲法の規定に加え、ナイジェリア情報技術開発庁(以下、「NITDA」)は、2019年1月に2019年ナイジェリアデータ保護規則(以下、「NDPR」)を、2020年11月にNDPR実施フレームワーク(以下、「実施フレームワーク」)をそれぞれ発行しました。NDPRは、ナイジェリア国民および居住者の個人データの収集および処理を規制し、個人情報を保護するものです。

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

上記 i.への回答をご参照ください。ナイジェリアには主要な法律はありませんが、一般的に適用される規則があります。NDPRの公布に続き、NITDAは2020年に「ナイジェリアにおける公的機関による個人データ管理のためのガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を発行しました。このガイドラインは、ナイジェリアの公的機関に対し、NDPRに準拠した個人データの処理・管理方法に関する指針を提供するものです。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

はい、ナイジェリアでは、一般的に適用される NDPR と実施フレームワーク以外に、電気通信、銀行、保健分野など特定の経済分野における個人情報の処理を規制する分野別の規制があります。規制内容は以下のとおりです。

(i) 2007 年消費者規範実施規則(以下、「NCC 規則」)

NCC 規則は、ナイジェリアにおける電気通信分野の規制当局であるナイジェリア通信委員会(以下、「NCC」)によって制定されました。NCC 規則の第 6 編は、電気通信分野における顧客の個人情報の保護について全般的に規定しています。NCC 規則の第 35 条は、すべての NCC から認可された電気通信事業者は、「不適切または偶発的な開示」から顧客情報を保護するために合理的な措置を講じ、そうした情報が安全に保管されていることを確認しなければならないと定めています。また、NCC 規則は、顧客情報は「他の適用される法律または規則で許可または要求される場合を除き、いかなる第三者にも開示されてはならない」とも定めています。

(ii) 2011 年電話加入者登録規則(以下、「電話加入者規則」)

電話加入者規則は、NCC がナイジェリア通信法に基づいて制定したものです。電話加入者規則の第 9 条では、憲法第 37 条が保証するプライバシー権に加え、NCC またはライセンシーが随時発行する規約を含む NCC が発行するガイドラインに従って、セントラルデータベースまたはライセンシーのデータベースに個人情報保存されている加入者は、必要に応じていつでも当該情報を閲覧し、当該情報の更新や修正を要求する権利があると定めています。さらに、同条は、セントラルデータベースに保存されている加入者の個人情報について、厳秘として保持することを要求しています。また、電話加入者規則第 5 条は、加入者と NCC の書面による事前の同意がない限り、この情報を第三者に公開したり、ナイジェリア国外に転送してはならないと定めています。

(iii) 2020 年消費者保護規則(以下、「CBN 規則」)

CBN 規則は、ナイジェリア中央銀行(以下、「CBN」)が 2007 年ナイジェリア中央銀行法に基づいて制定したものです。CBN 規則の第 5.4 条は、不正アクセスに対してプライバシーならびに消費者情報および資産の機密性を保護するとともに、この点に関する銀行および金融機関の作為または不作為にかかる責任について規定しています。消費者の個人情報を収集し、特定の目的のために処理することに先だてて消費者の書面による同意を得なければならず、消費者はいつでもそのような同意を撤回する選択肢を提供されなければなりません。さらに、銀行および金融機関は、消費者の明示的な同意がない

限りは、法的義務を遵守する場合を除いて、消費者の個人データを第三者に提供することはできません。これらの機関は、消費者の個人データを許された第三者とやりとりするごとに、その詳細を消費者に通知することが義務付けられています。また、これらの機関は、最初の同意が得られた目的が有効であり続けることを確認するために、データ処理とプライバシー手続きの見直しを継続的に行うことが期待されています。また、消費者のデータを正確かつ最新の状態に保つことも求められています。

(iv) 2014 年国民健康法(以下、「NHA」)

NHA の第 26 条では、医療従事者や医療事業者が記録している医療サービス利用者の個人情報の開示を制限し、医療サービス利用者の個人情報を不正アクセスから保護するために必要な措置を講じることを義務付けています。

(v) 2014 年 HIV・エイズ(差別禁止)法

2014 年 HIV・エイズ(差別禁止)法の第 11 条 1 項では、雇用者が従業員に HIV/エイズ検査を行うことを禁止しており、雇用者は、事前に従業員の特定の書面による同意を得た場合にのみ、当該検査を行うことができると定めています。雇用主が従業員の健康情報を保有している場合、当該情報はセンシティブ個人データとみなされ、厳重に保管されなければならない。また、従業員の明確な同意がなければ開示することができません。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

II. 個人情報の保護に関する規程の基本情報

i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: 2019 年ナイジェリアデータ保護規則 (NDPR)

① 「個人情報」の定義	NDPR は、「個人データ」を、識別された、または識別可能な自然人(「データ主体」)に関するあらゆる情報と定義しています。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子などの識別子や、その自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文適または社会的アイデンティティに特有の 1 つまたは複数の要素を参照して、直接または間接的に識別することができる自然人を指します。氏名、住所、写真、メールアドレス、銀行口座情報、ソーシャルネットワーキングサイトでの投稿、医療情報、その他の MAC アドレス、IP アドレス、IMEI 番号、IMSI 番号、SIM、個人識別情報(PII)などの固有識別子など、あらゆる情報が含まれる可能性があります。
② 法律の適用範囲	NDPR の第 1.2 条に基づき、NDPR は以下のものに適用されます。(i) 個人情報の処理を目的とするすべての取引

	<p>(ナイジェリア国内の自然人に関してデータ処理が行われ、または行われることが意図されている手段の如何を問わない)、および (ii) ナイジェリアに居住する自然人またはナイジェリア国外に居住しているナイジェリア国民である自然人に対して適用されます。</p> <p>つまり、NDPR は、ナイジェリアに居住するすべての自然人およびナイジェリア国外に居住するナイジェリア国民のすべての自然人の個人データの収集および処理に適用されます。</p>
③ 地理的範囲	NDPR は、ナイジェリアに居住するすべての自然人の個人データの収集と処理に適用されます。また、ナイジェリア国外に居住するナイジェリア国民の個人データの処理にも適用されるため、NDPR は域外適用されます。

名称: 1999 年ナイジェリア連邦共和国憲法(改正版)

① 「個人情報」の定義	憲法には、「個人情報」の定義はありません。
② 法律の適用範囲	憲法は、すべてのナイジェリア国民に適用されます。
③ 地理的範囲	憲法は、ナイジェリア国内で適用されます。

名称: ナイジェリアにおける公的機関の個人情報管理に関するガイドライン

① 「個人情報」の定義	ナイジェリアの公的機関による個人データ管理のためのガイドラインは、「個人データ」を、データ主体を識別することができるあらゆる情報を意味すると定義しています。これには、氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子、または自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的アイデンティティに特有の 1 つもしくは複数の要素(氏名、住所、写真、メールアドレス、銀行口座情報、ソーシャルネットワーキングサイトやアプリでの投稿、医療情報、もしくはその他の MAC アドレス、IP アドレス、IMEI 番号、IMSI 番号、SIM、個人識別情報(PII)など)が含まれますがこれに限りません。
② 法律の適用範囲	本ガイドラインは、データ主体の個人データを処理し、NDPR を実施する目的で運営されているナイジェリア国内のすべての公的機関(連邦、州、地方のいずれのレベルにおける、省庁、機関、公共企業体、公的資金によるベンチャー企業、政府 が出資している法人などが含まれます。)に適用されます。
③ 地理的範囲	ガイドラインは、ナイジェリア国内の公的機関による個人データの収集および処理に適用されます。

名称: 2007 年消費者規範実施規則

① 「個人情報」の定義	この規則には、「個人情報」の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この規則は、ナイジェリアにおけるすべての NCC から認可された電気通信事業者およびその他の通信事業者に

	適用されます。
③ 地理的範囲	ナイジェリア

名称: 2015 年サイバー犯罪(禁止および防止等)法

① 「個人情報」の定義	サイバー犯罪(禁止および防止等)法には、「個人情報」の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この法律は、ナイジェリア国内のサイバー犯罪および関連事項に適用されます。
③ 地理的範囲	ナイジェリア

名称: 2020 年消費者保護規則

① 「個人情報」の定義	この規則には、「個人情報」の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この規則は、ナイジェリア中央銀行(CBN)により認可および/または規制されているすべての機関に適用されます。対象となる機関は、この規則の規定が、当該機関が CBN によって規制されていない他の機関と締結する消費者関連の取引、製品またはサービスに関する契約の一部を構成するようにしなくてはなりません。
③ 地理的範囲	ナイジェリア

名称: 2011 年電話加入者登録規則

① 「個人情報」の定義	この規則は、個人情報を「登録仕様書」で指定された加入者の氏名(母の旧姓を含む)、性別、生年月日、住所、国籍、出身州、職業、その他の個人情報および連絡先と定義しています。
② 法律の適用範囲	本規約は、以下を含むすべての個人および通信事業者に適用されます。 (a) ナイジェリア連邦共和国において加入媒体を利用した携帯電話サービスの法人加入者、個人加入者、および商業加入者 (b) ナイジェリア国内の通信事業者ネットワークでローミングを行っている外国の通信サービスの加入者。
③ 地理的範囲	ナイジェリア

名称: 2014 年 HIV・エイズ(差別禁止)法

① 「個人情報」の定義	HIV・エイズ(差別禁止)法には、「個人情報」の定義はありません。
② 法律の適用範囲	本法は、ナイジェリアにおける HIV および AIDS に感染しているすべての人、ならびにナイジェリア軍、ナイジェリア警察、州保安局、その他の挺身隊組織、学校、病院、礼拝所を含む公共および民間部門のすべての労働雇用者と従業員に適用されます。
③ 地理的範囲	ナイジェリア

名称: 2014 年国民健康法

① 「個人情報」の定義	国民保健法には、「個人情報」の定義はありません。
② 法律の適用範囲	この法律は、医療従事者または医療事業者、およびナイジェリアの医療分野一般に適用されます。
③ 地理的範囲	ナイジェリア

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

III. OECD プライバシーガイドライン

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体现した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

(a) 収集制限の原則

収集制限の原則は、NDPR の第 2.1 条(1)(a)に規定されており、データ主体の個人データは、データ主体が同意した特定の正当かつ合法的な目的に従って収集および処理されることが求められています。さらに、第 2.1 条(1)(a)(i)は、データ主体が同意したアーカイブ、科学研究、歴史研究または統計目的のためにのみ、さらなる処理を行うことができることを規定しています。ナイジェリア通信委員会(NCC)の2007年消費者規範実施規則の第 35 条(1)(a)項でも、NCC から認可された電気通信事業者による個人データの収集および管理は公正かつ合法的なものでなければならぬと規定されています。

(b) データ内容の原則

データ内容の原則は、個人データは利用目的に適合し、その目的に必要な範囲において、正確、完全かつ最新の状態に保たれるべきであるとする原則ですが、これは NDPR の第 2.1 条(1)(b)に規定されており、処理されている、または処理されるべき個人データは、適切かつ正確で、人間の尊厳を損なわないものでなければならぬと規定されています。

(c) 目的明確化の原則

データ保護に関する目的明確化の原則は、NDPR の第 2.1 条(1)(a)に規定されており、データ主体から取得した個人データは、データ主体が同意した特定の、正当かつ合法的な目的に従ってのみ処理されなければならぬと規定されています。さらに、第 3.1 条(7)(c) は、データ管理者が個人データを収集する前に、個人データの

処理目的および個人データの処理の法的根拠に関する情報をデータ主体に提供することを義務付けています。さらに、データ管理者が個人データを収集した目的以外の目的で個人データを処理することを意図している場合、データ管理者は、そのような追加処理に先立って、他の目的に関する情報および関連する追加情報をデータ主体に提供しなければなりません。消費者規範実施規則の第 35 条(1)(b)は、NCC から認可された電気通信事業者による個人データの収集と保持は、限定的かつ特定された目的で行われなければならないと定めています。

(d) 利用制限の原則

利用制限の原則は、GDPR の 第 2.1 条(1)(a)に規定されており、データ主体から取得した個人情報、データ主体が同意した特定の、正当かつ合法的な目的に従ってのみ処理されるものと定めています。また、第 3.1 条(7)(c)では、データ管理者が個人データを収集する前に、個人データの処理目的および処理の法的根拠に関する情報をデータ主体に提供するよう義務付けています。さらに、データ管理者が個人データを収集した目的以外の目的で個人データを処理することを意図している場合、データ管理者は、そのような追加処理に先立って、他の目的に関する情報および関連する追加情報をデータ主体に提供しなければなりません。ナイジェリア通信委員会(NCC)による 2007 年消費者規範実施規則の第 35 条(1)(c)も、NCC から認可された電気通信事業者による個人データの収集と保持は、適切かつ過剰なものであってはならないと規定しており、この原則を体現しています。

(e) 安全保護の原則

GDPR の第 2.1 条(1)(d) は、データ管理者の管理下にあるすべての個人データを、盗難、サイバー攻撃、ウイルス攻撃、漏えい、あらゆる種類の操作、雨・火災・その他の自然要素への暴露に起因する損傷など、予測可能なすべての危険および違反から保護することを要求しています。GDPR の第 2.6 条では、個人データの処理または管理に関与するすべての者が、個人データを保護するためのセキュリティ対策を講じることも要求しています。このような対策には、ハッカーからのシステムの保護、ファイアウォールの設置、特定の権限を持つ個人へのアクセス付与によるデータの安全な保管、データ暗号化技術の採用、個人データ(ならびにその他のセンシティブデータおよび機密データ)の取扱いに関する組織方針の策定、電子メール送信システムの保護、スタッフの継続的な教育などが含まれますが、これに限りません。

消費者規範実施規則の第 35 条(1)(g)および(h)は、NCC から認可された電気通信事業者による個人データの収集および保持は、不適切または偶発的な開示から保護されなければならない、顧客と合意した条件により許されていない限り、NCC に

よって許可されている場合、またはその他の適用される法律や規制によって許可または要求されている場合を除いて、いかなる当事者にも提供してはならないことを定めています。

(f) 公開の原則

NDPR の第 2.1 条(1)(a)は、すべての個人データは、データ主体が同意した特定かつ合法的な目的に従って収集および処理されることを義務付けています。また、NDPR は、個人データが収集または処理されるすべての媒体において、対象となるデータ主体の層が理解できるような単純かつ分かりやすいプライバシーポリシーを表示するよう求めています。また、NDPR は、プライバシーポリシーに以下の情報を含めるべきであると定めています：

(i) 何がデータ主体の同意を構成するか、(ii) 収集可能な個人情報の説明、(iii) 個人データの収集目的、(iv) 個人情報の収集と保存に使用する技術方式(クッキー、JWT、ウェブトークン等)、(v) (もしある場合は)個人情報に対する第三者のアクセスの有無及びアクセスの目的、(vi) NDPR が規定している原則に関するハイライト、(vii) プライバシーポリシーへの違反があった際にとり得る救済措置、(viii) 救済期間及びあらゆる制限規定。

NDPR の第 3.1 条は、データ主体が自らの個人データへのアクセスを要求する権利も保証しており、データ管理者は、個人データの処理に関するあらゆる情報を、簡潔、透明、明瞭かつ容易にアクセスできる形で、明確かつ平易な言語を用いて、書面またはその他の手段によりデータ主体に提供するという適切な措置を講じる義務を負っています。データ管理者がデータ主体の要求に応じない場合、データ管理者は遅滞なく、遅くとも要求を受領してから 1 か月以内に、措置を取らない理由および監督官庁への苦情の申立ての可能性についてデータ主体に通知するものとします。さらに、データ主体から個人データを収集する前に、データ管理者は、データ管理者、データ保護責任者の身元および連絡先、個人データの受領者または受領者のカテゴリー、個人データの保存期間、またはそれが不可能な場合はその期間を決定するために使用した基準を提供しなければならないものとします。

(g) 個人参加の原則

NDPR に基づき、データ主体は以下の権利を有し、また行使することができます。

(i) データ主体がデータ管理者の保有している個人データにアクセスし、または提供を受ける権利。この権利は、NDPR の第 3.1 条により保証されています。NDPR に基づき、データ管理者は、個人データの処理に関するあらゆる情報を、簡潔、透明、明瞭かつ容易にアクセスできる形で、明確かつ平易な言語を用いて、書面またはその他の手段によりデータ主体に提供するという適切な措置を講じる義務を負って

います。また、NDPR は、データ管理者がデータ主体の要求を受け取ってから最長 1 か月以内に、要求された情報を提供する必要があると規定しています。データ管理者は、データ主体に情報を無償で提供することを保証しなければなりません。ただし、データ管理者は、データ主体から要求された情報を提供するための管理コストをカバーするために合理的な料金を請求することができ、データ主体のデータアクセス要求が明らかに根拠がない、または過剰である、あるいは反復的である場合には情報の提供を拒否することができます。また、データ管理者は、データ主体のデータアクセス要求に対応することを拒否した場合、NITDA をコピーした書簡をデータ主体に送付することができます。

(ii) NDPR の第 2.8 条に基づき、データ主体の個人データの処理に対して異議を唱える権利も提供されています。同条は、データ管理者がマーケティング目的で処理しようとする個人データの処理に対して、データ主体が異議を唱える権利があると

する

(iii) データ主体の個人データの自動処理に反対する権利。実施フレームワークの第 5.3.1 条では、データ管理者が自動処理のみに基づく決定を行う前に、データ主体の同意を得なければならないことを定めています。また、NDPR の第 3.1 条(7)(l) は、個人データの処理に先立ち、データ主体はプロファイリングを含む自動意思決定の存在を知らされるべきであり、データ主体に対して、当該処理の論理、重要性および想定される結果について有意義な情報が提供されるべきであると規定しています。

(iv) データ主体は、NDPR の下で、個人データの誤りを訂正する権利、および忘れられる権利を有しています。NDPR の第 3.1 条(8)は、データ主体がデータ管理者に対して、自分に関する不正確な個人データの修正を不当に遅れることなく要求する権利を保障しています。また、データ主体は、補足情報を提供することにより、不完全な個人データの更新を要求する権利も有しています。NDPR の第 3.1 条(8)では、データ主体はデータ管理者に対して遅滞なく個人データの削除を要求する権利を有し、データ管理者は以下のいずれかの事由に該当する場合、個人データを削除する義務を負います。

- 個人情報収集または処理された目的との関連で必要でなくなった場合。
- データ主体が、処理の根拠となる同意を撤回した場合。
- データ主体が処理に異議を唱え、処理に優先する正当な根拠がない場合。
- 個人データが違法に処理された場合。
- ナイジェリアにおける法的義務に従うために個人データを消去しなければならない場合。

(h) 責任の原則

データ主体の個人データを委託された者または所有している者がいる場合、NDPR の第 2.1 条(2)は、当該者に、NDPR に含まれる原則に従ってデータ処理に関する作為と不作為について責任を負う注意義務を課しています。さらに、NDPR は、第三者によるデータ処理について、当該第三者とデータ管理者との間の書面による契約によって管理されることを要求しています。したがって、データ主体から取得した個人データの処理を第三者に委託する者は、当該第三者が NDPR を厳格に遵守することを保証することが求められます。

- ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

NDPR に示された OECD の原則の適用を排除するような法律は承知していません。

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則
- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

はい。政府は、ナイジェリアに所在するデータ管理者の管理下にある国民および居住者の個人データにアクセスすることができます。個人データを合法的に処理することができる法的根拠は、NDPR の第 2.2 条において、以下のとおり定められています。

- (a) データ主体が、1 つまたは複数の特定の目的のために個人データを処理することに同意

している場合。

(b) データ主体が当事者である契約を履行するため、または契約を締結する前にデータ主体の要求に応じて措置を講じるために処理が必要である場合。

(c) データ管理者が従うべき法的義務を遵守するために処理が必要な場合。

(d) データ主体または他の自然人の重大な利益を保護するために処理が必要である場合。

(e) 公益のために実施される任務の遂行、またはデータ管理者に帰属する公的な職務権限の行使のために処理が必要であること。

上記のとおり、個人データの処理に関する法的根拠の 1 つは、データ管理者が従うべき法的義務の遵守のために処理が必要な場合、または公益のために実施される任務の遂行のために処理が必要な場合、またはデータ管理者に帰属する公的な職務権限の行使のために処理が必要な場合です。このことから、ナイジェリアの政府当局は、データ管理者が法律によって管理者に課せられた法的義務を遵守するために必要な場合、または公益のために実施される任務の遂行に必要な場合は、個人データにアクセスし処理することができます。

実施フレームワークは、さらに、以下の個人データの処理事例を NDPR の適用範囲から除外しています。

(i) 匿名化されたデータの収集と処理。

(ii) 職業上または商業上の活動と関連性のない個人的または家庭内の活動。

(iii) 犯罪および税法違反の調査。

(iv) 連邦政府、州政府、地方政府の機関、またはこれらの機関がその職務を代行するために明示的に任命した者が、国家安全保障、公衆衛生、秩序を促進するために個人データを利用すること。

つまり、ナイジェリアの治安当局や公的機関は、犯罪や税法違反の捜査のため、あるいは国家安全保障、公衆衛生、安全、秩序の促進のために、個人データの開示やアクセスを要求することができるのです。

さらに、ナイジェリア通信委員会による 2019 年合法的通信傍受規則は、治安当局が、司法令状に基づいて、ライセンサー(電気通信会社)がナイジェリア国内の人に提供するナイジェリア国内の通信サービスの利用に関するあらゆる通信を傍受し、または、ライセンサーに対して傍受された通信を開示するよう要求することを認めています。このような令状は、国家安全保障のため、犯罪の防止や捜査のため、ナイジェリア人の経済的福利の保護・保障のため、公共の緊急事態や安全のため、またはナイジェリアが加盟している国際相互援助協定の発効を目的として発行される必要があります。ただし、この規制は特にナイジェリアの電気通信分野で事業を行う企業に適用されます。

また、サイバー犯罪法は、金融機関に対し、ナイジェリア中央銀行またはその認可を受けた信用調査機関の要請に応じて、カード保有者の個人情報を開示するよう求めています。サービス提供事業者（電気通信会社など）も、サイバー犯罪法に基づく調査や手続において、法執行機関から要求された情報を開示する義務があります。

NDPR には、データ管理者およびデータ処理者が個人データをナイジェリア国内に保持することを義務付けるような、特定のデータローカライゼーションに関する規定は存在しません。従って、データ管理者が NDPR に規定されている個人データの国境を越えた移転に関する要件を満たしている場合、個人データをナイジェリア国外に移転することが可能です。

しかし、NITDA 情報通信技術におけるナイジェリアのコンテンツ開発のためのガイドライン（以下、「NITDA ICT ガイドライン」）の第 11.1 条(4)と第 12.1 条(4)は、全ての電気通信会社とネットワークサービス会社に対し、全ての加入者情報と顧客情報をナイジェリア国内で保管するよう求めていることには注意が必要です。

また、NITDA ICT ガイドラインの第 12.2 条(1)では、すべての政府省庁がすべての主権データをナイジェリア国内のサーバーでローカルに保管することを要求し、同ガイドラインの第 13.1 条(2)では、すべてのデータ・情報管理会社がすべての主権（政府）データをナイジェリア国内で保管することも要求されています。

また、2016 年に CBN が発行したナイジェリアにおける電子決済チャンネルの運用に関するガイドライン（以下、「CBN 電子決済チャンネルガイドライン」）には、ナイジェリアにおけるデータローカライゼーションに関する規定があります。CBN 電子決済チャンネルガイドラインの第 2.4.4.8 条では、ナイジェリアで POS (Point of Sales) カード受付サービスを行うすべての事業者は、国内のすべての POS および ATM 取引にローカルネットワークスイッチ（機器を接続し、接続機器との間で情報を処理するもの）を使用するよう求めています。また、ナイジェリアのイシューアードとアクワイアラーの間でスイッチングを行うために、国内取引をナイジェリア国外にルーティングすることはできません。

同様に、CBN 電子決済チャンネルガイドラインの第 2.4.1.6 条では、すべての加盟店アクワイアラーが、関連する発行者に承認を求める目的で、すべての国内取引をローカルスイッチでスイッチすることを義務付けており、そのような取引はいかなる状況においてもナイジェリア国外にルーティングされてはなりません。モバイル POS (mPOS) に関連して、CBN 電子決済チャンネルガイドラインの第 3.4.3.6 条では、すべての mPOS トランザクションは、ローカルスイッチのサービスを使用してスイッチされなければならない、いかなる場合にもナイジェリア国

外にルーティングされてはならないと定めています。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

ナイジェリア連邦共和国のムハマド・ブハリ大統領が 2022 年 2 月 4 日にナイジェリアのデータ保護専門機関として NDPB の設立を発表したことを受け、ナイジェリアデータ保護局(以下、「NDPB」)が NITDA に代わってナイジェリアのデータ保護機関として設立されることになりました。これにより、今後は NITDA ではなく NDPB がナイジェリアにおけるデータ保護規制の施行および関連するすべてのデータ保護事項の管理に責任を持つこととなります。しかし、実質的なデータ保護法が制定されるまでは、NDPB は既存の規制の枠組み、すなわち NDPR および NDPR 実施フレームワークの中で業務を継続することとなります。

NDPB は現在、NITDA 内に設置されており、その連絡先は以下のとおりです。

*No 28, Port Harcourt Crescent,
Off Gimbiya Street,
Area 11, Garki,
Federal Capital Territory, Abuja.*